

中学校等英語指導助手派遣業務委託事業 仕様書

1 契約事業名 中学校等英語指導助手派遣業務委託事業（労働者派遣）

2 業務の実施方法

本市の外国語教育（特に英語）・外国語活動及び総合的な学習の時間（国際理解教育など）をより一層充実させていくため、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」（昭和60年法律第88号）に基づき、派遣事業を請け負う業者（以下「受託者」という。）は、守口市教育委員会（以下「委員会」という。）が設置する中学校、義務教育学校（以下「学校」という。）に英語指導助手（以下「指導助手」という。）を派遣する。

3 業務の実施場所・組織単位

別紙に示すとおり

4 派遣人員

本契約により業務を実施する受託者の指導助手は5名とする。

5 履行期間及び日数

（1）履行期間は、契約締結日から令和7年7月31日までとする。

（2）履行日数は、延べ3050日とする。

令和4年度(2022)

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
日数	4	20	20	20	17	16	19	17	133
人数	5名								
履行日数	20	100	100	100	85	80	95	85	665

令和5年度(2023)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
日数	15	20	22	13	4	20	21	20	16	17	19	15	202
人数	5名												
履行日数	75	100	110	65	20	100	105	100	80	85	95	75	1010

令和6年度(2024)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
日数	16	21	20	14	5	19	22	20	17	17	18	15	204
人数	8名												
履行日数	80	105	100	70	25	95	110	100	85	85	90	75	1020

令和7年度(2025)

	4月	5月	6月	7月	合計
日数	16	20	21	14	71
人数	8名				
履行日数	80	100	105	70	355

ただし、特別の事情が生じたときは、委員会と派遣元との協議の上、日数の変更を行うものとする。

6 指揮命令者

派遣業務に従事する指導助手に対する指揮命令者は各学校の校長とし、代理命令者は各学校の副校長及び教頭とする。ただし、委員会主催の行事への参加及び協力に係る派遣業務に従事する指導助手に対する指揮命令者は委員会学校教育主管課長とし、代理命令者は当該課員とする。

7 実施体制

- (1) 受託者は、本事業の目的達成に向け英語指導助手を指導できる十分な知識と経験を持ったコーディネーターの役割を担う英語指導助手を1名以上配置すること。
- (2) 英語指導助手の資質及び条件
 - ① 英語を母国語とする者
 - ② 日本での就労に関して適正な手続きに基づいている者
 - ③ 外国語としての英語教育に知識・関心のある者
 - ④ 公立中学校での指導経験が3年以上ある者
 - ⑤ 英語教育の指導者として、その勤務内容が良好で、能力・人格等において、学校教育に携わるのに適した者
 - ⑥ 生徒を指導するのに適した性格を有し、人権擁護の観点に十分配慮することができる者
 - ⑦ 教員を補助し、協調して英語授業を行うことのできる者
 - ⑧ 日本語検定委員会「日本語検定2級」程度の実力のある者
 - ⑨ 緊急時の対応にあたって、配置校と確実に連携できる手段を有すること
 - ⑩ 配置校において、外国人英語指導助手がその適性を欠くと判断した場合、受託者に英語指導助手の変更が請求でき、これに応じること
 - ⑪ 受託者は英語指導助手が欠席した場合は、受託者より代替の英語指導助手を派遣すること。万一、代替が行えない場合は振替えを行うこと。
- (3) 英語指導助手への研修
受託者が英語指導助手に対し、本事業の目的達成に向け必要な研修を実施すること。
また下記の研修等は事業開始前に必ず実施し、2週間以内に報告書を提出すること。
 - ・適正検査（服務等、指導者として相応しい適正があるかの確認）
 - ・英語指導助手としての資質を高める研修
 - ・模擬授業等、実践的な研修事業実施中においても、指導状況を定期的に共有する場を設定し、指導力等の向上に努めること。

8 指導助手の業務

指導助手は、指揮命令者の指示のもと、次の各号に掲げる業務を履行する。

- (1) 中学校及び義務教育学校における英語科授業の指導補助（英語科教員とのチームティーチング）及び総合的な学習の時間（国際理解教育など）の指導補助（担当教員とのチームティーチング）
- (2) 中学校及び義務教育学校における英語科教材やカリキュラム等の作成補助、放送テストやスピーキングテスト等音声教材の作成と採点補助、英作文の添削補助
- (3) 中学校英語科担当教員または小学校、義務教育学校における外国語担当教員との事前の打合せ
- (4) 小学校及び義務教育学校における外国語活動及び総合的な学習の時間（国際理解教育など）等の指導補助（担当教員とのチームティーチング）
- (5) 小学校及び義務教育学校における担当授業の教材やカリキュラム等の作成及び補助
- (6) 外国語活動の指導補助及び行事等への参加
- (7) 委員会主催の英語及び国際理解教育に関する行事への協力
- (8) 勤務時間の範囲における課外活動、学校行事、その他、本事業の円滑な遂行に必要と思われる活動への協力
- (9) 委員会が実施する会議、研修及び事業等への参加
- (10) 教職員等を対象とする外国語教育や総合的な学習の時間等、研修への参加、指導補助

9 指導助手の服務

- (1) 委員会及び派遣された学校の信用を失墜するような行為をしてはならない。
- (2) 業務上知り得た秘密を、契約中及び契約終了後についても漏らしてはならない。
- (3) 業務の遂行に際して、宗教的活動や政治的活動を行ってはならない。
- (4) 学校教育にふさわしい態度で臨み、また学校管理運営上支障が生じる行為を行ってはならない。
- (5) 就業時間（休憩時間を除く）においては、注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければならない。

10 指導助手の就業形態及び就業時間

(1) 就業形態

指導助手は、原則として別紙に示す守口市内の学校において就業するものとする。

(2) 就業時間

就業時間については、原則として月曜日から金曜日（祝日、夏季、冬季及び春季休業日を除く）の午前8時30分から午後4時15分まで（休憩時間45分を含む）とする。ただし、休憩時間は、正午から午後2時までの時間内で校長が定めるものとする。

(3) 就業日及び就業時間の通知

就業日及び就業時間については、契約締結後速やかに受託者に通知する。また、就業時間及び就業日を変更する必要がある場合は、2週間前までに受託者に通知する。

(4) 時間外勤務

時間外勤務は、生じないものとする。

(5) 休日労働

契約期間中3日程度生じることがある。休日労働のある際には、勤務先校の定める平日に代休を取得する。

(6) 欠勤、遅刻、早退の取り扱い

指導助手が欠勤等を行う場合は、その分を減額とする。ただし、派遣先及び校長が代替えの就業日、就業時間を設けることを許可する場合はこの限りではない。

11 派遣に係る遵守事項

受託者は、派遣業務の円滑な遂行をするために、指導助手の職務に係る一切の業務に誠意をもって遂行し、次の各号に定める事項を遵守する。

- (1) 受託者は、本派遣業務契約の締結に際し、一般労働者派遣事業の許可を受けている、又は、特定労働者派遣事業の許可を受けている事業主であることを書面により委員会に提出する。
- (2) 指導助手が選任された時点で、名前等（社会保険・雇用保険の被保険者資格取得届けの提出を含む。）及び指導助手に係る要件に適合していることを示す指導助手決定通知書（派遣法第35条による）を委員会に提出する。
- (3) 指導助手が計画どおり就業できない事態が生じた場合は、速やかに業務が継続できるよう取り計らうものとする。
- (4) 指導助手に対する研修等を実施するにあたり、指導技術の向上を図るとともに、児童生徒へのセクシャルハラスメント等、人権擁護等に関する教育にも十分留意する。

12 作成教材等の著作権

指導助手が、派遣された学校の英語科教員等と協力して作成した教材等に係わる著作や知的所有権等の諸権利は、当該学校に属する。

1 3 指導助手からの苦情の処理

- (1) 指導助手からの苦情の申し出を受ける者は、選任した派遣元及び委員会責任者とし、これらが連携し誠意を持って遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図り、その結果を指導助手に通知する。
- (2) 受託者及び委員会は、その解決が容易であり、自ら即時に処理した苦情の他は相互に遅滞なく通知するとともに、その結果について必ず当該指導助手に通知することとする。

1 4 契約保証金

契約締結に際しては、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。
ただし、履行保証保険契約の締結を行った場合は、納付を免除する。(実績等による契約保証金の締結は行いません。) 履行保証保険契約の締結は契約締結日までとすること。

1 5 契約代金の支払いに係る事項

- (1) 本業務の派遣代金は、契約単価(内訳書に記載する金額)に当該月の指導助手の延べ就業日数を乗じた金額とし、毎月業務終了後、受託者の請求をもって、委員会は派遣元に30日以内に支払うものとする。
- (2) 指導助手が遅刻早退を行った場合は、1日7時間勤務の契約単価(内訳書に記載する金額)をもとに15分単価をもって派遣代金を求めるものとし、15分未満の端数は切り捨てることとする。また15分単価に小数点以下の端数が生じるときは、小数点以下を切り捨てることとする。
- (3) 委員会主催の行事への協力等により、指導助手の勤務時間が1日5時間に満たない場合の派遣代金は、第1号の規定に関わらず、1日7時間勤務の契約単価をもとに15分単価をもって派遣代金を求めるものとし、15分未満の端数は切り捨てることとする。また15分単価に小数点以下の端数が生じるときは、小数点以下を切り捨てることとする。
- (4) 本業務に係る交通費は、受託者が支給するものとする。

1 6 その他

- (1) 業務中の災害または通勤による災害に対する補償については、派遣元の定めるところによるものとし、委員会は当該指導助手及び派遣元に対し賠償責任等は一切負わないものとする。但し、委員会の重大な過失による場合はこの限りではない。
- (2) 委員会は、指導助手が派遣業務の遂行にあたり、著しく適性を欠くと判断した場合は、受託者に対し、指導助手の変更を要請することができる。
- (3) 受託者は、指導助手の故意または過失により、児童生徒・教職員等に損害を与えたときはその損害を賠償する。

派遣業務実施場所等一覧
(労働者派遣先 就業場所一覧表)

No	就業場所/組織単位	学校長	住所	電話番号
1	第一中学校	千石 仮名江	守口市竹町 12-29	06-6991-0680
2	庭窪中学校	大野 友己	守口市佐太中町 4-1-7	06-6902-6951
3	八雲中学校	寺本 毅	守口市八雲西町 3-5-21	06-6992-3920
4	梶中学校	林 安喜夫	守口市梶町 4-28-5	06-6902-0813
5	大久保中学校	西岡 篤司	守口市大久保町 4-23-46	06-6902-1161
6	錦中学校	北村 圭代	守口市南寺方東通 4-1-31	06-6998-6610
7	樟風中学校	佐藤 裕宣	守口市西郷通 3-14-60	06-6992-7181
8	さつき学園	水川 登志雄	守口市春日町 13-26	06-6991-0440

【配置体制】

中学校校区 5名

- 派遣先事業所：守口市教育委員会（守口市京阪本通2丁目5番5号）
- 組織単位：守口市教育委員会 教育部 学校教育課
- 指揮命令者：各中学校等の校長とし、代理命令者は各中学校等の副校長及び教頭とする。
- 受託者責任：

- 受託者苦情担当：

- 派遣先責任者：守口市教育委員会 教育部 学校教育課 課長 棹本
TEL：06-6995-3151 FAX：06-6991-3078
- 派遣先苦情担当者：守口市教育委員会 教育部 学校教育課 英語教育担当者 平山
TEL：06-6995-3151 FAX：06-6991-3078

●派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の物に限定するか否かの別：

派遣労働者は、無期雇用派遣労働者又は60歳以上の物に限定しない。

●派遣労働者の福祉の増進のための便宜の供与に関する事項：

外国人英語指導助手は配置校の教職員と同様に給食を利用することができる。

●安全及び衛生に関する事項：

派遣先及び受託者は、労働者派遣法第44条から第47条の3までの規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。
なお、派遣就業中の安全及び衛生については、派遣先の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、受託者の安全衛生に関する規定を適用する。

●契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安全を図るために必要な措置に関する事項：

1. 甲は、専ら甲に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、乙の合意を得ることはもとより、あらかじめ1ヶ月以上の猶予期間をもって乙に解除の申入れを行うものとする。

2. 労働者派遣契約の契約期間が満了する前に、派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除が行われた場合には、甲及び乙は連携し、甲はその関連会社での就業のあっせんを行う事、乙は他の派遣元を確保する等により、当該労働者派遣契約も係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図るものとする。

3. 派遣先は、派遣先の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い当該派遣元事業主が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休養させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行うものとする。また、当該受託者事業主が当該派遣労働者を休養させる場合は休業手当に相当する額以上の額について、当該受託者事業主がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、派遣先による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより当該派遣元事業主が開港の予告をしないときは30日以上、当該予告をした日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害の賠償を行うものとする。

●紛争防止措置：労働者派遣契約の終了後1年以内に、派遣先が当該派遣労働者を雇用する場合には、あらかじめ甲は乙に通知を行うものとし、甲乙間で人材紹介契約を締結する。紹介手数料については、別途協議するものとする。